

重 要 な 会 計 方 針

1 運営費交付金収益の計上基準

- (1) 人件費のうち退職金については、成果進行型基準<独立行政法人会計基準注57の第2項(1)>を採用しております。
- (2) 一般管理費の一部については、期間進行型基準<同基準注57の第2項(2)>を採用しております。
- (3) 人件費のうち退職金を除く金額、研究業務費及び一般管理費の一部については、費用進行型基準<同基準注57の第2項(3)>を採用しております。

2 減価償却の会計処理方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しております。

耐用年数については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40.3.31大蔵省令第15号)」を基本としております。

また、特定の償却資産(独立行政法人会計基準第86)の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除しております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、特許権については、特許権の有効期間に対応した償却計算をしております。

3 退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

役員及び職員の退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされているため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、自己都合退職金要支給額の当期増加額に基づき計上しております。

4 たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品については、最終仕入原価法を採用しております。

5 行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

政府出資に係る機会費用の計算に使用した利率は、国債利回りを参考に1.770%を適用して計算しております。

6 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

重 要 な 債 務 負 担 行 為

該当事項はありません。

重 要 な 後 発 事 象

該当事項はありません。

注 記 事 項

1 貸借対照表関係

運営費交付金から充当されるべき退職給付見積額は420,797,646円です。

2 キャッシュ・フロー計算書関係

資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金	881,036,679 円
<u>資金期末残高</u>	<u>881,036,679 円</u>

3 行政サービス実施コスト計算書

行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

期首: $9,833,084,980 - 2,064,352,578 = 7,768,732,402$

期末: $9,833,084,980 - 2,326,755,427 = 7,506,329,553$

(期首 + 期末) $\times 1/2 = 7,637,530,978$

$7,637,530,978 \times 1.770\% = 135,184,298$